

令和4年度 第1回 南魚沼市男女共同参画推進委員会 議事録

と き：令和4年5月26日（木）10時から11時20分まで

ところ：南魚沼市役所 本庁舎3階 委員会室

1 出席者

【南魚沼市男女共同参画推進委員会委員】（以下、五十音順）

足立 知彦委員、飯淵 哲委員、井口 光雄委員、片桐 壮一委員、勝又 由美子委員、川島 亜紀子会長、小林 邦男副会長、豊田 春美委員、並木 富美子委員、目黒 敦子委員
以上10名

【事務局】

南雲総務部長、高橋企画政策課長、見留企画主幹、平松主事、青木主事

2 議事

【1】開会 （進行：高橋企画政策課長）

部長挨拶（南雲総務部長）

【2】議事 （進行：川島会長）

（1） 第4次南魚沼市男女共同参画基本計画策定（案）について

（説明：見留企画主幹）

（委員）

今回のパブリックコメントの結果に関して、市報に掲載されているのは確認しましたが、ウェブサイトには掲載されていませんでした。

（見留主幹）

確認のうえ掲載します。

（委員）

資料1の1行目について、南魚沼市は、昔は農業に従事する人が大勢いる地域でした。そこに、国などから補償がありまして、安心して農業に従事することができていました。しかし、時代が変わってきて、他の仕事が増えたことや国の補償が限られたことなどから、農業

離れが増えてきました。

私は市外から転入してきて、農業県のすばらしさや過去の人たちが築き上げてきた肥沃な土地に関心を受けました。ただ、それが当たり前かのように住んでいる人が多いことに矛盾に似たような感情を抱きました。命を育むためのものを作っているのに、ないがしろにされていると感じて、このままではいけないと思っています。そこで、就農に関しては男女共同参画の視点では農業の多様性ということを謳っているわけなので、もう少し力を入れてほしいと思います。

小学校で農業体験というものがありますが、教えている先生方が農業を全然知らないのです。先生方は、実際に田んぼに入った体験を子どもに教えることで響くものになると思います。しかし、大人は子どもに比べて響かないと思っています。だからこそ、その部分に男女共同参画は目を当ててほしいと思ったのです。SDGs のような絵にかいたようなことだけを語るのではなく、現場に足を運ぶということを男女共同参画の視点からできないかなという思いで意見を書きました。

行政の仕事はどうしても国などの上から降りてくるので、悪い言葉ではなく、忸度しなから仕事している印象を受けます。その中でも、南魚沼市独自の土地の個性というのをに入れてほしいと思います。世間でも移住をしてきて農業に従事する人がぼつぼつ増えています。一方で、農業県であるにもかかわらず、南魚沼市には仕事がないと市外へ行ってしまう人も少なくありません。ですので、計画の中に就農といくつか入れてくれたのはすごく嬉しく、評価したいと思います。しかし、もう一歩進んで、男女共同参画の視点だから言えるということがあると思うので、もう少し強く載せてほしいと思います。この計画は5年間続くわけですが、世の中が変わっていく過渡期だと思っています。今ここで変わらなければ、正直言って難しいと思います。

(見留主幹)

農業が大切であるということは理解をしています。しかし、男女共同参画としてこれ以上強く訴えるかというのは難しい部分もあると思っています。意見としては、施策の基本的方向④「多様な職業選択を可能にする学習機会の充実」のところに就農の推進を入れてほしいということだったのですが、26 ページの施策の基本的方向⑬「就業・起業等の支援」に女性認定農業者の育成などについて掲載しています。ですので、こちらにさらに加えることが可能であるかという点を対応させていただきまして、具体的な取組につきましては、推進プランの方で検討していきたいと思っています。

(委員)

誤解しないでいただきたいのは、今女性の就農と言いましたけど、男女共同参画なので男女ともということです。「男性は外で仕事」というのは、あくまでもデスク仕事のことを指していると思います。

今の就農している人たちは、ちゃんと役割分担をしています。農業で女性が田畑に出る仕事ももちろんありますので、そうすれば食事だとかその他の家事も就農の一部と捉えることができますよね。そこに目を当ててほしいと思います。しっかりと役割分担をしていることがワークライフバランスということであって、一律にみんなが平等になるということではなく、家庭ごとに形があると思います。一律に平等になることはできることではないので、やり取りができるような言葉を考えていただけないかなということですよ。

(委員)

18 ページにヤングケアラーについて記載がありますが、ご両親の病気や貧困家庭など、ヤングケアラー自体がいろいろな家庭の事情があって、男女共同参画以前の問題がかなり多くあると思います。今後の課題として記載している点は良いことだと思いますが、重点目標としている以上は、施策として何に取り組むかを記載した方がよいと思いました。

また、5行目に「性別にとらわれず」とありますが、ヤングケアラーを入れるのであれば、「年齢、性別にとらわれず」とした方がよいかと思いました。「妊娠・出産、高齢者や障がい者」とありますが、「妊産婦」というように表現を統一した方がよいのではないかと思います。「障がい者への介護への支援」とは介護に対する支援なのか、介護者に対しての支援なのか疑問に思いました。

21 ページに「男女が共同して介護にかかわるための体制づくり」が設けてありますので、このあたりからヤングケアラーの取組を始めた方がよいのではないかなと思いました。

(見留主幹)

今ほどの意見を取り入れたいと思います。

(副会長)

この計画を全世帯に配布することは考えていないのですか。これだけ一生懸命になって南魚沼市をよくしていこうと考えていること自体も、市民は分からないのではないかと思います。セミナーなどをやろうとしても、どの程度の人が理解をしてくれるのだろうと。お金のかかることかもしれないですが、全世帯に配布するものだろうと思っていました。

(委員)

前回は、概要版を配布されましたよね。私も前回のときに気になって、全世帯に配布するか聞いたことがあります。計画は配布しないけれど、概要版は配るということになったと記憶しています。この計画に関わらず、その他の計画もそのような形ですよ。

(高橋課長)

全世帯に配布するとなると概要版になるかと思います。

(副会長)

知識のない人間が素朴な意見を話して申し訳なかったのですけれども、できる限り全市民が目の届く範囲に配布していただければありがたいなと思います。

(会長)

概要版の様に、簡易化されたものでも地域の方に目にしていただければよいかと思えます。市報に QR コードが載せられるのであれば、若い人たちには見てもらえるのかなと思います。市報のスペースの都合もあると思いますので、検討していただければと思います。

(委員)

18 ページの施策の基本的方向⑤でファミリーサポート制度というのがありますけれども、利用度やケースの実績が分かれば教えてください。

21 ページの生活支援ボランティアが出てきますが、民生委員と何が違うのか分からないので、違いがわかれば教えてください。

(会長)

ファミリーサポート制度ですが、私が実際に預かる側で登録していますので、数は分かりませんが、概要をお話しできるかと思います。私が過去に預かっているケースでは、妊産婦で上の子の保育園への送迎や、学童保育から塾までの送迎が多くありました。その他にも、日曜日に仕事があり、保育園が預かってくれないので半日預かったこともありました。6 ヶ月くらいから小学 2、3 年生までのお子さんを預かるということで、幅広くやっています。お子さんの家庭で預かるのではなく、預かる側の家に連れてきていただいて保育をするということになっています。

(高橋課長)

実績等は持ち合わせておりません。

○令和3年度ファミリーサポート制度実績

・会員数

依頼会員：127 人、提供会員：28 人、両方会員：5 人 計：160 人

・利用内容

保育園の送迎：103 件、学童後の預かり：42 件、習い事の送迎：40 件

その他：28 件 計：213 件

(委員)

生活支援ボランティアについて説明します。国が進めているように、地域共生ということで、地域で地域の人たちを助け合おう、動ける人は動けない人を助けようという大きな目的もあるのですが、ここで言うのは有償ボランティアということで会員を募りまして、地域のちょっとしたことを助けてあげる人たちを「なじょもさん」と呼んでいます。少し前までは女性の会員が多かったのですが、このところ男性の会員が増えてきて、除雪を一生懸命やってくださったりして、地域で支えあうボランティアに男性も入ってもらって助け合おうということではないでしょうか。

(委員)

地域内のコミュニケーションは徐々になくなってきているじゃないですか。さらに、老々介護などの問題も重なることで、関係性が遠くなってしまっています。ボランティアや民生委員やら、名前がいろいろあるのでしょうけれども、みんな閉じこもってしまうとか、制度の内容がわからないから利用できないという人がいるみたいなので、言葉を見てわかるような形にしてほしいと思います。

(会長)

本文の下段に補足の説明を設けた方がよいということでしょうか。

(委員)

そうですね。

それと、ボランティアであれば活動している人自体がどこに所属しているのか、どういう風に活動しているかがわからないという人もいます。民生委員の人はどういうことをするのか、それに関わっている人たちがわからないということもあります。

(副会長)

私は民生委員をしています。行政区長の推薦を受け、その後国から任命を受けて民生委員になります。高齢者の対応というイメージが強いと思いますが、小動物のことから子供のことまで、地域の中の困りごとの相談を受ける立場です。答えを出さずとしたら3つ4つ、選択するのは本人ですと、あとは社会福祉協議会や市役所など、相談者のニーズにあった部署に連絡をし、橋渡しをするというのが民生委員です。

(委員)

どちらかというと民生委員は相談役、中継役という感じで、生活支援ボランティアは実働の方ですね。そう考えれば説明しやすいですね。

(委員)

民生委員は本当に地域の力で、災害などの時には細かい情報を関係機関に繋げてくださって出向くことができます。

(委員)

5月15日の市報で子育て支援学習会の募集のところに、未就学児と母親という標記があったと。もう一点、行政区長会の資料を区長に見させていただいたときに、市の消防組織について市のウェブサイトを見ると女性消防団が記載されているのですが、行政区長会の資料には記載がありませんでした。単なるミスではあると思うのですが、市としてどう対処するのかという点と、委員としてどう動けばいいかお聞きします。

(見留主幹)

私どももすべて気が付いてないところであります。みなさんがお気づきのことがあれば、事務局までご連絡いただければと思います。また、庁内全体で男女共同参画という観点から資料を作るなど、改めて周知したいと思います。

(委員)

私は市報に疑問をもったらすぐに電話をしています。電話をすれば、必ず答えてくれますので、そういう形が一番早いと思います。

(会長)

まずは発行元である市に確認をした方がよいかと思います。委員として個人で動いても、空回りすることもあると思いますので、まずは市に確認をするというのがよいと思います。

(2) 南魚沼市ハッピー・パートナー企業支援事業について（説明：平松主事）

(委員)

「予算の上限に達し次第、受付を終了します。」とありますが、予算はおいくらくらいになっていますか。

(平松主事)

南魚沼市ハッピー・パートナー企業支援事業費として120万円ご用意しています。

(委員)

ハッピー・パートナー企業一覧に南魚沼市が入っていますが、育児休業取得促進奨励金の

交付対象③で、地方公務員ではない人と書かれています。南魚沼市の常勤の職員の方は、この奨励金に代わるものがあるのかお伺いできればと思います。

(平松主事)

それに代わるものについても用意はしてありません。

(委員)

市として男性の育児休業取得を進めていきますと取り組んでいるのであれば、南魚沼市の職員は奨励金が支払われるようにするとか、職員の福利厚生の部分で準ずるような制度を作るといったことが必要な気もするのですが。

(高橋課長)

新潟県も同様の制度であります。同じように公務員は対象にしていません。他の実施している市町村も同様に対象外としています。

(委員)

職場環境整備とか就業規則整備の補助は設けてありますが、男女共同の職場環境に取り組むための研修などに対する補助があればよいと思いました。私のパートナーは、全国規模の会社の事務員をしているのですが、セクシュアルハラスメントや男女共同参画に関連する研修が幾度も実施されているそうです。私は東京から移住してきて、パートナーと飲み会などに参加すると、「女性が来たからお酌してもらわないと」というような言葉を言われることが多いと感じました。地元企業に対して、意識の底上げにつながるような研修に対する補助を交付することができないかを検討いただければと思います。

(平松主事)

研修への補助については、現在は設けておりませんが、ご相談いただきながら対応したいなというところではあります。要綱等の改正も考えながら、広く要望に対応したいと考えております。

(高橋課長)

研修に対する補助となると申請回数が多くなると思われます。制度を開始した年でもありますので、予算もそう多くございません。いわゆるスモールスタートを切らせてもらったということで考えておりますし、市長からも始まったばかりなので柔軟に制度を変えていくようにと言われておりますので、要望をお聞きしながら良い制度にしていけるように考えてまいります。

※研修に対する補助について

現行の職場環境整備事業においても、子育てにかんする職場の理解を深める研修（男性の育児休業取得についてのセミナーなど）の実施費用や参加費用への助成は想定しています。対象となる研修の内容については、今後要望を踏まえて拡大を検討してまいります。

（委員）

ハッピー・パートナー企業への補助は期待できる内容だと思いますが、行政の補助金ですと交付申請を受けて、実施後には実績報告を行う必要があると思います。難しい手続きをすると、なかなか食いつきにくいことになるわけですが、さりとて税金を使うわけですので、きちんとした確認も必要であると感じています。

内容を見ますと、職場環境整備事業は主に物を整備することから実施の確認がしやすいわけですが、育児休業取得奨励金は事業主からの申告を受け止めるということになりますので、確認が難しいのではないかと思います。育児休業で休んだのか、別の理由で休んだのかをどのように把握するのでしょうか。

（平松主事）

休業の確認についてですが、育児休業の承認が確認できる書類や職場復帰をして1か月を経過したことが確認できるもの、例えば出勤簿の写しなどの提出を企業にお願いしていますので、把握はできると考えています。

（委員）

市の方から手厚い補助があるということを確認させていただきまして、ハッピー・パートナー企業の増加につながっていくと思います。ハッピー・パートナー企業のみなさんのイメージとして、企業価値の向上だと思っています。今の地元の企業さんは、ほとんどが人材不足な状況で、それをカバーするためにハッピー・パートナー企業という取組を行っていますということを明示しながら、社員の募集をしていることがあると思います。

去年だったか、市で企業PRのコマーシャルに対する助成なんかもされていたと記憶しています。現在は行っていないかと思いますが、そういったことも継続的にやっていくとか、プラスアルファの部分が付加したら企業さんも加入しやすいのではないかなと思いましたので、意見いたしました。

（高橋課長）

まずこの制度を創設した経緯を申し上げていませんでしたが、委員からだいぶおっしゃっていただきました。かねてから市外に出た人たちに帰ってきてほしいと申し上げてきましたが、仕事がない、働きたい場所がないということが課題となっていて、まず地元の企

業が、働きやすい職場になるように自ら変えていかなければいけないのではないかという提案が民間団体からありました。

併せて、ハッピー・パートナー企業に登録したけれども、あまりメリットがない。そういったことを加味して、男女共同参画のセクションで補助制度を始めた次第です。

(委員)

男性の育児休業取得促進奨励金というのは、南魚沼市独自のものですか。

(高橋課長)

新潟県が同様の制度を実施していきまして、同じような仕組みで運用しています。

(委員)

男性の育児休業取得を促進することはよいことだと思いますけど、奨励金は企業と男性に交付しますという標記になっているので、男性にという部分をあえて強調する必要がないのではないかと思います。男女共同参画ということからすると、女性も育児をするわけですが、この奨励金は男性に交付することになっています。誤って「この3万円は俺のものだ」ということが家庭で起こるのではないかと思います。他の取り組んでいるところはどういう標記をしているのかなと思いました。

(高橋課長)

実施している団体はこの標記となっています。もともとは、男性の方に育児休業を取得してもらって、家庭の仕事を頑張ってくださいというのが趣旨でありますので、1か月休業して奨励金を独占しているようではいけないと思います。

(委員)

例えば、企業と家庭に3万円というような標記の方が受け入れやすいのかなと感じた次第です。

(委員)

確かに企業と家庭とした方が良いかと思います。

(会長)

男性だけ特別という捉え方をされると、普通に育児休業を取得されている女性の感情もありますので、文言を検討していただきたいと思います。

(平松主事)

ウェブサイトに掲載されているものは訂正させていただきます。

(会長)

令和4年4月末現在で25の企業が登録されているということですが、目標の企業数はありますか。

(平松主事)

設定はございません。

(会長)

メリットが分かりやすいものがあるといいと思う部分と、せっかく25の企業が登録しているので、新しい企業が申し込みたくなるような目に見える仕掛けがないともったいないと思いました。

この補助金は、一つの企業が何回も使ってもいいものですか。

(平松主事)

チラシには記載がありませんが、申請年度内で1回の申請を上限としています。

(会長)

その場合、男性の育児休業取得促進奨励金を一人が利用すると、他の人の利用はできないということですか。

(平松主事)

事業者側は1回ですが、労働者側は1子につき1回としていますので、企業に属している方なら何回でも交付となります。

(会長)

たくさんの方に育児休業を促すのであれば、そのような対応をした方が良いのかと思いました。

(青木主事)

先ほどハッピー・パートナー企業の登録数の目標について補足します。計画案の25ページをお開きいただくと、施策の基本的方向^⑫として男女共に働きやすい職場環境づくりの推進ということで、県のハッピー・パートナー企業への登録促進を掲げています。第3次計画においても同様の具体的な目標を設定していきまして、計画に基づく推進プランというも

のを策定しながら具体的な実行計画ということで進めていましたけれども、毎年度見直しを行う際に、来年度の目標として登録企業数を掲げていましたので、今後、第4次計画を基に作成する推進プランにも掲載したいと考えています。

(委員)

登録してからのフォローのようなことはあるのでしょうか。市制施行10周年記念の時に、講演会を開催するというので、ハッピー・パートナー企業を宣伝しようと思い登録企業を訪問したことがあります。冊子などに取組を載せようと思ったのですが、ほとんど拒否されて、3、4社の理解しか得ることができませんでした。その後、ハッピー・パートナー企業がどのように変化しているかわからなくなっています。市として何かフォローのようなことはしないのでしょうか。

(青木主事)

ハッピー・パートナー企業の登録申請や受付は県で行ってしまっていて、毎年登録の更新があるかなどは掴んでいませんが、南魚沼市においては、女性財団と共催している地域セミナーを開催する際には案内文書を送付するなどしてハッピー・パートナー企業であるという認識といいますか、再確認という意味を込めまして周知をしているところであります。

また、今ほどの補助金制度も創設されましたので、そういった部分でもフォローアップしていければと考えています。

(委員)

メリットがない割には企業名が変わらず載っていますし、ピンときていませんでした。数年前はメリットがなかったので、企業の人たちもいい顔をしていなかったと思います。

(青木主事)

資料2にハッピー・パートナー企業一覧があります。こちらを見ていただくと様々な業種がありますが、建設業がかなり多くあります。というのも、新潟県の入札参加資格の加点要件などのメリットがあるため、比較的当初の段階から登録いただいている側面もあるのかなと思います。今ほどの委員の意見も事務局で勘案しながら、進めていきたいと思っています。

【3】 その他 (進行：川島会長)

事務連絡 (説明：青木主事)

【4】 閉会 (川島会長)

(11時20分閉会)